

報 告

発達障害者支援センターの役割

—その現状と将来—

中山 忠 政¹⁾

〔論文要旨〕

本稿は、2002年度より事業を開始した「自閉症・発達障害支援センター」を対象に、センターの設置とその運営について分析した。自閉症・発達障害支援センター事業は、保護者や関係者らの「自閉症独自の処遇」を求めた一連の流れの中で開始されたものであった。実際に運営を開始したセンターでは、寄せられる「直接処遇」の要望への対応という課題に直面しながらも、地域における自閉症支援のネットワークの構築やその中心としての役割を担い始めていた。これまでさまざまな施策から取り残されてきた自閉症にとって、「支援を作り出す積極的な仕組み」として、センターの今後の展開が期待されている。2005年4月からの発達障害者支援法の施行に伴い、自閉症・発達障害支援センターは、「発達障害者支援センター」として同法に位置づけられることとなった。今後、センターの支援機能の充実が、より一層求められるといえる。

Key words : 自閉症, 発達障害, 自閉症・発達障害支援センター, 発達障害者支援法, 発達障害者支援センター

I. はじめに

2005年4月より、発達障害者支援法が施行された。発達障害者支援法は、これまで「制度の谷間」におかれていた「自閉症、アスペルガー症候群やその他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害」などの支援を目的に、制定されたものである。「発達障害支援センター」は、同法第14条に規定されているが、先行して、2002年度より「自閉症・発達障害支援センター運営事業」として開始され、2004年度末までに全国で22ヶ所のセンターの設置が進んでいる。発達障害者支援法の施行に伴って、同センターは、2005年度から支援法に根拠をもつ「発達障害支援センター」として改められ、2007年度までに、すべての都道府県・指定都市（60ヶ所）へ設置される方向にある。一方、事業開始から

3年の経過をみたセンターではあるが、その運営に関しては、さまざまな課題も指摘されるころである。本研究は、今後、発達障害者の支援の拠点として期待される「発達障害者支援センター（自閉症・発達障害支援センター）」を対象に、その現状と将来について分析していくものとする。

II. 発達障害者支援センターの開設と運営

「自閉症・発達障害支援センター」事業は、保護者や関係者らが長年求めてきた「自閉症独自の施策」の開始として、大きな期待をもって迎えられた²⁾。しかしながら、センター事業は、これまでに先例のない事業でもあり、開所したセンターにおいては、まさに手探りの状態で事業の展開をなしてきたといえる。日本自閉症協会の機関誌『心を開く』32号（2004年2月発行）

The Role of the Support Center for Persons with Developmental Disabilities : Present and Future (1706)
Tadamasa NAKAYAMA 受付 05. 3. 7

1) 鳥根県立鳥根女子短期大学保育科（研究職） 採用 05. 8.30

別刷請求先：中山忠政 鳥根県立鳥根女子短期大学保育科 〒690-0044 鳥根県松江市浜乃木7-24-2

Tel/Fax : 0852-20-0264

では、2002年度中に開設されたセンターについて、「センター立ち上げ2年目の動き」として、また、2003年度に開設されたセンターについては、「平成14年度開設の12カ所へのアンケート」として、28ページにわたる特集が組まれている¹⁾。これらは、2002年度および2003年度に開設されたすべてのセンターを対象としており、開設からの活動の報告や課題や今後の方向性などが示されている。以下、これらの報告をもとに、センター事業について検討を行いたい。

1) 2003年度に開設されたセンターについて

開設間もないセンターとして、地域における役割やその存在を模索する段階にあるといえる。地域の状況として、「ライフステージごとに相談窓口はあるものの、それぞれの機関のつながりががないため、乳幼児期・学童期という横断面でリセットされ、断片的な支援に終わっていたように思います(富山県)」とあるように、「自閉症への生涯にわたった支援のなさ」が、センターの認識として示されている。地域において自閉症に関する専門的な機関が少ない中で、保護者から「直接支援」への要望がセンターに寄せられることとなる。これに対して、センターは、「何らかの形で直接支援に取り組んでいこう(兵庫県)」と、直接支援への対応を表明する。一方で、「(人口は)710万人を越えていますし、直接支援には限界(愛知県)」、「県内全体を網羅した支援を考えると、限られたスタッフではどんなに頑張ってもできるものではありません(富山県)」、「人口約550万人の個別ニーズを丸抱えすることは無理です(兵庫県)」など、直接支援への対応の「限界」は明らかであり、それらの要望へどう応えていくかは、センターへ突きつけられた最初の課題だったといえよう。このような中で、「むしろ、センターに期待される役割は、自閉症等の正しい理解を

広め、支援する人を育成すること(富山県)」、「実際のケースを通して、自閉症支援に関わる人たちの専門性を高め、各圏域に拠点を作っていく(兵庫県)」など、「直接支援」の要望に対して、本来、センターに与えられた役割に立ち戻らうとするセンターもみられる。センターの今後の方向性としては、「関係機関や団体との連携を図り、自閉症児(者)のライフステージに応じた各種支援の充実のためのシステム化に向けてトータルコーディネートをしていきたい(愛知県)」、「今後は支援センターが核となって関係機関のネットワークを作り、将来を見通した、一貫した支援の体制を整備していきたい(富山県)」、「将来の“面”(システム化)を見通した“点”を線にしていく努力が必要(兵庫県)」などがあげられ、自閉症の生涯にわたる支援を目指した、地域における関係機関とのネットワークを構築するという活動方針が示されている。このように、2003年度に開設されたセンターでは、センターへ寄せられる「直接支援」の要望への対応を模索する一方で、センターとしてなすべき役割について再認識がなされ、活動が着実に始められつつあることがわかる。

2) 2002年度に開設されたセンターについて

開設後1年間の活動実績にもとづいて、新年度の活動が始められた段階にあるといえる。

① これまでの成果・効果

開設後1年の成果として、「自閉症センターがどのような機関であって、どのようなサービスを提供できるのかということを広く知っていただくこと(北海道)」、「センターの連絡協議会、支援システム検討会などにおいて自閉症児者の支援に対する具体的な取り組みの必要性が認識され、行政および関係機関と協働して取り組む体制が徐々に整えられつつあると感じています(千葉県)」、「検討作業を通じて、相談機関間の関係も深まり、機能分化が実体化して相談の経路も整備されてきました(横浜市)」、「自閉症児・者への支援についてはこれまでも関係機関同士との間で連携が図られその成果は得られていますが、支援が困難な人たちに対して、支援センターが関係機関等との調整機能を担うことにより支援が実質的になってきていると考えら

注1) わが国では、障害者基本法の「障害者の定義(第2条)」にみられる、「身体障害、知的障害、精神障害」の、3障害区分にもとづく障害施策が、原則として展開されてきた。そのため、自閉症は、「制度の谷間」と表現される、自閉症の独自のニーズにもとづいた支援を得ることが困難な社会的な状況におかれていた。

れます(三重県)、「個別の相談や研修・啓発などの活動を通し、少しずつセンターの活動や事業内容が知られるようになり、本人・家族だけでなく各関係職員・機関へと関わりが広がりがつあります(滋賀県)」、「センターの“設置”がもたらした効果は、公の事業として、自閉症問題が周知、共有化される地域のシステム作りの一歩となったことです(岡山県)」などがあがっている。開設後1年間の活動は、地域にセンターの存在が認識され始めたのみではなく、相談機関のバックアップやネットワーク化という、センターの活動の実質化が進んでいることを物語っている。

② 直接支援

直接支援への対応については、2003年度に開設されたセンターと同様に、「開所当初より親の要望は療育でした(熊本県)」とあるように、保護者から寄せられる要望の多くは「直接支援」であり、「直接的な支援のニーズの増加に対して、現状のスタッフ数でどこまで対応できるのか(千葉県)」、「支援センターがそれを担うのは物理的(人, 時間, 場所など)にも困難(熊本県)」など、直接支援の要望に応えることの「困難さ」に直面したことが示されている。寄せられる直接支援への要望とその限界という「矛盾」に困惑しながらも、「療育支援については、必要な直接的な個別の療育機能は残しつつ、コンサルテーション機能に支援の重点を移していく(千葉県)」、「支援センター単独では利用者のニーズに対応していくことは困難であり、利用者に関わっている関係者相互の協力関係の下でニーズを共有してこそ具体的な支援が可能(三重県)」など、認識の変化がみられ、「“間接支援”という支援戦略を強調することにした(埼玉県)」、「間接支援によるモデル事業の推進に力点を(大阪府)」など、「直接支援」から「間接支援」への重点を移行させたセンターもみられた。しかしながら、保護者から寄せられる要望は「直接支援」であり、「間接支援に主軸をおいた事業展開が、直接支援を必要とする当事者の方々にとって、成果が実感されるようになるには、まだ時間がかかると思われる(大阪府)」、「現在の仕事は、機関支援を丁寧に進める中で、“自閉症理解”と地域の支援システ

ム作りをすすめることです。間接支援の効果は見えにくい、しかし、必ず結果が出ることを当事者の方々にご理解いただき、後押しいただきたいと思います(岡山県)」という苦しい胸の内も明らかにしている。センターとして、「“直接支援”の要望にどう応えていくか」は、開設されたいずれのセンターにも突きつけられる試練といえるが、本来センターに与えられた「役割」を再確認し、事業を展開していくという、大切なステップともいえるだろう。

③ 今後の課題

今後の課題については、「地域の支援システムづくりに向けた条件整備と専門情報の提供(北海道)」、「行政枠にとらわれないネットワーク(埼玉県)」、「地域で自閉症等に関わっている関係者の自閉症理解と対応技術の向上(三重県)」、「支援の方向性の共有化(大阪府)」など、数多くがあげられている。

④ これからの企画と展望

これからの企画と展望については、「広域にわたっているため、もともとあるネットワークを活用してパイプを太く網羅させていく(北海道)」、「既に地域に根付いたインフォーマルな支援システムとの連携、新たな地域システムづくりへの働きかけ(三重県)」、「行政組織の枠を越えた関係諸機関のネットワークング(大阪府)」、「支援センターの全国組織との情報交換と研修(岡山県)」などがあがっている。

その他、「医療機関との連携」、「高機能自閉症やアスペルガー症候群への対応」、「成人期への対応」などがあげられる。

⑤ 関係機関・利用者への要望

関係機関・利用者への要望としては、「当県は、専門家を育成するという土壌が希薄な気がします。研修会などの開催を通じて、県内臨床家と、専門家とのパイプ役になることが、使命であると考えています(埼玉県)」、「自閉症の人々の支援は“自閉症支援センター”だけでは成り立たないことは自明のことです。協働して自閉症の人々への支援を継続して行っていく関係を深め、そうあり続けられるようお願いをした(千葉県)」、「当事者がよりよく生きるための支援」をすすめるために、いろいろな立場・役割の人の力を集約する、という取り組みが浸

透していません。それぞれの専門性を有効に生かす連携を進めていくための協力を得ることが必要です(東京都)、「支援機関には、“繋ぎ”、“連携”とこいつつ“丸投げ”されてくる問題について、自閉症支援はボタンタッチでなく同時進行であり、それぞれの機関が提供できる技術を持ち寄ってこそ連携やネットワークが成立するものと考え、より専門的な技術連携と協働を望みます(岡山県)」などがあがっている。これらの報告から、2002年度に開設されたセンターは、事業の本格的な始動とともに、直接支援の要望への対応といった課題に直面しながらも、地域における自閉症支援のネットワークの構築やその中心として役割を担い始めるなど、センター事業の実質化がなされ始めていることを確認することができた。

3) センターの今後の方向性

平澤²⁾は、センターに期待される機能や役割を、「自閉症の方々やその家族の地域生活を支えるために、これまで取りこぼされてきた側面を積極的に作り出す仕組み」とし、「高機能自閉症への対応」と「在宅生活を送る人の行動問題への対応」の2つを代表的な課題としてあげている。センターの方向性や将来性のモデルとして、「施設型モデル」と「ネットワーク型モデル」の2つをあげている。「施設型モデル」とは、「自閉症の対応実績のある特定施設の主要な機能を中心として自閉症支援を開発していくモデル」としている。一方、「ネットワーク型モデル」は、「複数の社会資源のネットワークを中心として自閉症支援を開発していくモデル」としている。そのいずれにおいても、「既存の社会資源との密接な連携や有機的な統合」を保証する仕組みとして、「運営委員会の設置」が必要であるとしている。平澤は、特に、センターについて、「これまでの知的障害の教育・福祉において取りこぼされてきた方々たちへの支援方法や支援体制を積極的に作り出す仕組み」であることを強調している。平澤の指摘は、センター設置の意味を改めて考え直させる内容である。センターには、「待ち」の姿勢ではなく、「支援体制を積極的に作り出す仕組み」としての積極的な行動姿勢が求められるといえよう。

奥野³⁾は、センターについて、開設間もない段階にあることを認めながらも、「全体的に相談支援と普及啓発、研修に偏っている傾向にある」など、いくつかの課題を指摘している。間接支援主体の傾向にセンターがあることについて、「県内に1カ所だから間接支援にならざるを得ない」というのであれば、「従来と変わらない相談機関が1カ所増えるだけ」であり、これまでの療育経験にもとづく療育技術が療育機関同士でフィードバックされるような支援形態の構築が望ましいとしている。事業実績が「件数」で報告され、相談種別と内容も統計的な集約に限られているとし、24時間対応やショートステイの実績、支援の実効性を確認する評価の必要性を指摘している。その他、「全県・全市的に早期発見が早期療育に適切に繋がるシステムの整備」や、教育現場の医療や福祉との連携の消極さを指摘したうえで、「現実的な地域連携のシステム作り」を求めている。奥野の指摘は、ある意味「厳しい」ものといえるだろう。しかしながら、保護者や関係者らの努力のみに支えられた自閉症の歴史を顧みるとき、新設された「自閉症・発達障害支援センター」が意味ある事業展開をなしてほしいという関係者としての期待にもとづくものであると感じられる。自閉症処遇の困難さは、自閉症という障害特性の「難しさ」に限られたものではなく、障害というものへ人々がどう向き合っていくか、どうつきあっていくか、私たちへの「問いかけ」を含むからであろう。「自閉症・発達障害支援センター」は、自閉症という、理解されることが難しく、またその対応も遅れてきた「発達障害」へ差し込まれた一本の日の光であるともいえる。センターの有り様は、今後の自閉症をはじめとする発達障害に対する、私たちの取り組みを映し出していくといえよう。

Ⅲ. ま と め

本稿では、2002年度より事業が開始された「自閉症・発達障害支援センター」の設置の経緯と運営の実際について分析してきた。

自閉症・発達障害支援センターの設置は、これまで「知的障害」枠内での処遇にとどまっていた自閉症にとって、自閉症の独自のニーズが

認められたことを意味しており、自閉症の処遇が、「知的障害との同一処遇」から、「自閉症独自の処遇」へと、その流れを変化させつつあることを印象づけるものであった^{注2)}。

設置されたセンターにおいては、直接支援への要望へどう応えるかという課題に直面しながらも、地域における自閉症支援のネットワークの構築やその中心としての役割を担い始めていることが確認された。

最後に、2005年4月から施行された「発達障害者支援法」との関係についてみていきたい。「自閉症・発達障害支援センター」は、発達障害者支援法の施行に伴って、従来の「運営事業」から、発達障害者支援法に規定された「発達障害者支援センター」として、新たな位置づけを得ることになった。センターは、発達障害者支援法第14条に規定された、「相談・助言」、「発達・就労支援」、「情報提供・研究」、「関係機関との連絡調整」などを主な業務として、地域における発達障害支援の拠点として活動していくこととなる。2007年度までに、全国の都道府県・

注2) 実際、2004年12月には「発達障害者支援法」が制定されるなど、センターの設置以降、自閉症の処遇は、「自閉症独自の処遇」へと大きく流れを変えたのである。

指定都市（60ヶ所）へ設置される方向にあり、現在、未設置の各県・指定都市において、設置に向けた検討が行われている。一方で、附置施設の運営に関連して、センターの委託について疑義が示されたケースもある。自閉症への実際の支援は、自閉症療育の経験や自閉症観など、その附置施設や職員のもつ“力量”によるところが大きい。都道府県・指定都市に1ヶ所とされるセンターとして、センター間での研修などを通じた、センター職員の資質の確保が急務といえよう。

文 献

- 1) 日本自閉症協会. 自閉症・発達障害支援センター立ち上げ2年目の動き. いとしご 2002; 32: 22-49.
- 2) 平澤紀子. 自閉症・発達障害支援センターについて. 門田光司・柳沢亨・平澤紀子編. 知的障害・自閉症の方へのケアマネジメント入門. 初版 東京: 中央法規 2003: 141-148.
- 3) 奥野宏二. 障害福祉制度改革と自閉症をめぐる現状(Ⅱ). 高木隆郎・P. ハウリン・E. フォンボン編. 自閉症発達障害研究の進歩8巻. 初版 東京: 星和書店 2004: 292-303.